

東砂都市型軽費老人ホーム 運営規程

第1条（目的）

この規程は、医療法人社団愛優会の設置運営する都市型軽費老人ホーム事業の運営及び管理については、必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

本事業は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安がある利用者に対して、食事、入浴の準備、日常の相談及び援助を行うことにより、入所者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務めると共に、入所者が安心して自立した生活を維持できるように万全を期すことを目指す。

第3条（職員）

施設は「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日付け条例第114号）」に示された所定の職員を下記のように配置するものとする。

- (1) 施設長 1名（生活相談員兼務）
- (2) 介護職員 常勤換算で1名以上

第4条（職務）

職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、利用者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努める。また、保健福祉サービス等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮する。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所定職員を指揮監督し施設の業務を統括するとともに老人福祉法の理念と役割を職員に伝え指導する施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 介護職員は、利用者の日常生活の支援、援助、食事準備に従事する。

第5条（事業所の名称）

本事業所の名称は、東砂都市型軽費老人ホームとする。

第6条（利用者の定員）

施設の利用定員は、20名とする。

第7条（利用の要件）

施設を利用できる者は、次の（1）から（5）のすべてに該当する方に限る。

- （1） 年齢が 60 歳以上、低所得で江東区に住民票を有する方。
- （2） 身元保証人の得られる方。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- （3） 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安のある方。
- （4） 感染症がなく、かつ医療について自己管理のできる方。
- （5） 問題行動を伴わないで共同生活が可能な方。
- （6） 家族や住居の状況など現在置かれている環境の下では、在宅生活を継続することが困難な者
- （7） 金銭管理等に問題がない者

第 8 条（利用料等）

本事業所が提供する都市型軽費老人ホームの利用料は以下の通りとする。

- （1） サービス提供に要する費用
- （2） 生活費
- （3） 居住に要する費用
- （4） 居室の光熱水費
- （5） その他のサービスに要する費用

第 9 条（基本原則）

利用者に対するサービス内容について、施設は老人福祉法の理念に基づき利用者がその身体の状態に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮する。また、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

第 10 条（相談・援助）

施設は利用者に対し各種相談におうずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行う。

第 11 条（居室）

施設が提供する居室は原則個室とし、施設が利用者の心身の状態を鑑み決定する。

第 12 条（入浴）

- 1 利用者の入浴は、施設に設けた入浴設備を利用して行う。
- 2 利用者に対する個別の入浴介助は原則として行わない。ただし、介助を必要とする状態となった場合は、施設は介護保険をはじめ各種の居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができるよう迅速な対応に努める。
- 3 前項の入浴介助が必要な費用は、利用者の負担とする。

第 13 条（緊急時の対応）

- 1 利用者が身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は速やかに適切な対応を行う。
- 3 利用者が予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は主治医及び協力機関等への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡する。必要により救急車対応を行う。

第 14 条（保健衛生）

- 1 利用者の健康管理を確保するため、年 2 回以上の健康診断を行うなど必要な指導援助を行う。
- 2 利用者から健康に係る相談をうけたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行う。

第 15 条（利用者への周知）

施設長は、円滑な施設運営を期すため、利用者留意事項を利用者に利用者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

第 16 条（外出及び外泊）

利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時を施設長に届け出るものとする。

第 17 条（面会）

利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者は玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録しなければならない。施設長は特に必要があるときは面会の場所を指定することができる。面会時に持参した薬は、必ず職員に連絡しなければならない。

第 18 条（衛生保持）

利用者は施設の清潔、整頓その環境衛生の保持を心がけ、また、施設に協力しなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止
- (2) 原則年 1 回の全館防虫防鼠消毒
- (3) その他必要なこと。

第 19 条（施設内の禁止行為）

利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- (2) 宗教、習慣等により、自己利益のために他人を侵害したり他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に侵害を与え、またはこれからの施設外に持ちだすこと。

第 20 条（秘密の保持）

職員は在職中はもちろんのこと退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を持し、これを第三者に一切開示、漏洩してはならない。

第 21 条（利用の申込み）

- 1 施設にて説明、施設見学、体験入所等の後、直接入所申し込みを受け付ける。
- 2 区市町村、福祉事務所、地域包括支援センター等の地域の相談機関経由にて入所申し込みを受け付ける。ただし、生活保護受給者は福祉事務所のケースワーカーに相談する。
- 3 区市町村が定める入所基準を満たすものについて、入所希望者として登録し、空き室が出た場合に、原則として、登録順に入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により、区市町村の同意を得た上で入所の可否を決定する。
- 4 入所に関する得点表

NO	項目	該当得点
1	立ち退き要求を受けている	30
2	生活保護世帯、住民税非課税世帯もしくは、均等割のみ課せられている世帯である	20
3	自炊や家事を行うことが困難である	20
4	独居である	10
5	住居に浴槽がない	10
6	住居が 2 階以上にあり、エレベーターがついていない	10
7	その他居住困難な事情（20 点を上限とする）	20
	合計	120

第 22 条（利用契約の締結）

利用にあたっては、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で、契約書を締結するものとする。

第 23 条（利用者台帳の整備）

新たな利用者には、入居時の健康診断を行うとともに、利用者の従来 of 生活状況、家族状況等必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を利用台帳に記録整備しなければならない。

第 24 条（居室の変更）

利用者が次の各号に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 利用者の身体機能の低下のため、居室を変更することができる。
- (2) 前号のほか、居室の変更は必要と認められるとき。

第 25 条（退居）

利用者が次の各号に該当する場合には利用者契約を終了するものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき
- (2) 利用者から契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき

第 26 条（利用契約の解除）

施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承諾をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 身体又は精神的疾患等のため施設での生活が著しく困難となったとき
- (4) 承認を得ないで施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ現状回復をしないとき
- (5) 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。
- (6) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適當と思われる自由が生じたとき。
- (7) 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し契約を解除するに至った場合、具体的に理由を文書により通知する。

第 27 条（転貸等の禁止）

利用者は、居室を転貸又は譲渡もしくは利用者以外の者を同居させることはできない。

第 28 条（災害、非常時への対応）

- 1 非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難など適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し災害時

には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力医療機関等の連携を図り、避難訓練を行う。

第 29 条（苦情処理）

利用者は提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無及び改善方法について、利用者又は、その家族に報告するものとする。

第 30 条（施設・設備）

- 1 施設・設備の利用時間や生活ルール等は施設長が利用者と協議のうえ決定する。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有したりしてはならない。
- 3 施設、設備等の維持管理は職員が行う。

第 31 条（地域社会の連携）

施設長は地域社会との連携に務め、利用者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

第 32 条（事務及び業務処理）

施設の事務処理及び業務運営にあたっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い適切な処理務めなければならない。

第 33 条（改正）

この規程を改正、廃止するときは医療法人社団愛優会の決議を経なければならない。

（附則）

この規程は平成 24 年 5 月 1 日より施行する

この改定規程は平成 24 年 5 月 25 日より施行する。